

# 町村週報

(町村の購読料は会費)  
の中に含まれております)

## 2883号

毎週月曜日発行

発行所 全国町村会 〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03-3581-0486 FAX03-3580-5955

発行人 石田直裕：定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110-8-47697

<http://www.zck.or.jp>

八幡堀  
(滋賀県)



### もくじ

活 動	「国と地方の協議の場」に藤原公平長が出席 総務大臣・地方六団体合会に藤原会長が出席 「骨太の方針の策定等」 「地方分権改革の推進」について協議 ②
活 動	「骨太の方針の策定等」 「地方分権改革の推進」について協議 ③
政 策	地方公共団体等のマネジメント機能の強化に向けて 総務省自治財政局 財務調査課 課長補佐 福田 直 ⑤
調査レポート	「A級グルメ立町」を目指して 食文化の育成を目指した100年計画の地域づくり 山梨県富士河口湖町長 渡邊 凱保 ⑧
情 報	復興たより つながりを忘れない！福島県大熊町 町村Navigator ⑬
随 想	「世界遺産にふさわしい、質の高い心の町」を目指して 山梨県町村会長 山梨県富士河口湖町長 渡邊 凱保 ⑮

### コラム

## 農村版ショック・ドクトリンを許すな

コモンズ代表・ジャーナリスト 大江 正章

増田寛也・元総務大臣とそのグループ(日本創成会議)が日本の地域別将来推計人口をベースに書いた論文が話題を呼んでいる(『中央公論』2014年6月号)。人口の急減をストップさせるために国民の希望出生率(1・8)を実現させ、東京一極集中に歯止めをかけるという。マスコミ報道では、あわせて公表された「2040年に896の市町村に消滅可能性がある」「そのうち523は人口1万人以下になる」という部分が大きく取り上げられている。「2040年に20〜39歳の女性人口が50%以上減少する」というのが、その根拠である。

この論文とメディアの反応には問題が多い。まず、「女性半減」市町村の消滅」というのは乱暴な推計だ。人口移動に関しては、3・11以降に顕著になった若者の農山村移住志向を考慮していない。「20〜39歳の女性人口」減少率トップの南牧村(群馬県)には、この3年間で14世帯26人が移住したそうだ。20位の神山町(徳島県)にはIT系企業が相次いでサテライトオフィス

を開き、若者たちが充実した仕事と暮らしを営んでいる。そもそも指摘されているのはあくまで「可能性」なのだが、あたかも「消滅する」かのような書きぶりである。

そして、最大の問題は、この論文が増田氏の意図とは別にひとり歩きすることだ。増田氏は、半年前には「地方が自立した多様性の下で持続可能性を有する社会の実現を目指すことが重要」と述べていた。ところが、今回は「地方元気戦略」を掲げながら、「選択と集中を徹底し、地方中核拠点都市に投資と施策を集中する」という。これでは、「一極集中への歯止め」どころか、過疎の農山村の切り捨てになりかねない。

経済成長率重視の政府にとっては、人口と資本の都市集中が望ましいのかもしれない。しかし、日本が「持続可能性を有する社会の実現を目指す」ためには、農山村のありように学ぶ必要がある。人口減少問題に便乗し、TPOPや道州制の推進と符合した農山村つぶしの動きがあるとするれば、それに対抗しなければならない。

### 写真募集

表紙に掲載する写真を募集しています。採用者には、粗品を差し上げます。写真には撮影者の住所、氏名及び撮影場所・日時を明記して下さい。なお、採否は当方に一任願います。送り先：全国町村会・広報部

## 全国町村会

## 「国と地方の協議の場」に藤原会長が出席

—「骨太の方針の策定等」「地方分権改革の推進」について協議—



▲安倍総理大臣（中央）以下関係閣僚が出席

「国と地方の協議の場」（平成26年度第1回）が、6月11日、総理大臣官邸で行われ、本会の藤原会長（長野県川上村長）ほか、地方六団体代表が出席した。政府側からは、安倍内閣総理大臣、麻生副総理兼財務大臣、菅内閣官房長官（国と地方の協議の場議長）、新藤総務大臣兼内閣府特命担当大臣（地方分権改革）、甘利内閣府特命担当大臣（経済財政政策）らが出席し、「骨太の方針の策定等について」「地方分権改革の推進について」の協議を行った。

冒頭、安倍内閣総理大臣から、地域の活性化は安倍内閣の最重要テーマである。元気な地方を作るとともに、人口急減と超高齢化への流れを変えるために、地域に根ざした抜本的な取り組みを行いたい。また、デフレからの脱却と持続的成長の実現のため、骨太の方針において、政府を挙げて予算、税制、規制改革等の環境整備をとりまとめている。さらに、国から地方への事務権限の移譲等に関する法律、大都市制度の見直しや、新たな広域連携の仕組みづくりをするための法律を今国会で成立させた。併せて人口減少社会に的確に対応していくための地方行政体制のあり方等についての調査・審議を行うため、第31次地方制度調査会を開催するなど、個性を活かし自立した地方を作るために必要な改革を、皆さんとともにさらに進めていきたいと思いますので、本日は忌憚のないご意見をよろしく願いたいとの挨拶があった。

これを受けて、地方六団体を代表して山田全国知事会長から、地域においても経済状況が改善されてきたが、それに伴い公共事業や福祉の分野において人材不足の問題が表面化してきており、少子化がもたらす影響というものが大きな影を落とすとして

活 動

いる。地域が疲弊・衰退しては国の産業競争力の向上も見込めないため、若者の正規雇用等の定着支援、女性の社会参加、少子化対策という3本柱で地域の元気を作り上げていきたいと思っているので、政府と総理には引き続き地域に目を向けていただきたいとの挨拶があった。

その後、テーマ毎に議事に入り、藤原会長は、「骨太の方針」の策定等について、①農林漁業は食料の生産だけでなく、国土や環境の保全、将来を担う子どもへの体験教育など、国の礎づくりに貢献しており、政府においては、「攻めの農林水産業」を推進するとともに、人々の田园回帰を後押しし、都市と農山漁村

が互いに交流し、支え合う社会を目指すこと、②町村が活力を取り戻し、地域住民の安心・安全な暮らしを持続可能なものとしていくためには財



▲出席した地方六団体代表 (左が藤原会長)

政基盤の強化が不可欠であり、「歳出特別枠」や「別枠加算」を堅持し、必要な地方交付税総額を確保することを要請した。併せて、法人実効税率のあり方について、その検討に当たってはあくまで法人課税の枠組みの中で所要の税財源を確保することが大前提であると述べた。

また、地方分権改革の推進については、残された課題である農地転用権限の地方への移譲を進めることや、新たに導入された「提案募集方式」による地方からの提案については、施策の幅が広がり、地方自治としては良い方向であるので、その実現に向けた検討を行うよう意見を述べた。

新藤総務大臣からは、「提案募集方

式」でご提案頂いたものについては、省庁との折衝の際に民間の有識者にも参加してもらい、外部の声を議論に反映させることで、この分権の方針を明確にし、実効性も上がってくる」と述べた上で、農地の分野も含めて専門部会を設けて、専門の方の層を厚くして深く掘り下げることで、良い成果を出したいとの発言があった。

最後に、本日の議論を受けて、菅内閣官房長官から、本日頂いたご意見をしっかりと受け止め対応していくとともに、「国家戦略特区」では、地方から目を見張るような申請が限られていたこともあり、是非提案募集方式も活用いただきたいとの発言があった。

**総務大臣・地方六団体会合に藤原会長が出席**  
**―骨太方針・地方法人課税改革等について意見交換―**  
**全国町村会**

総務大臣・地方六団体会合が6月10日に総務省において開催され、総務省からは新藤総務大臣をはじめ関口・上川副大臣、松本・伊藤政務官らが、本会からは藤原会長（長野県町村会長・川上村長）が出席、骨太方針、地域の元氣創造プランの全国展開、広域連携の推進、地方法人課税改革等について意見交換を行った。

冒頭に新藤総務大臣から、①地域の元氣創造本部における地域経済イノベーション・サイクルの展開、②人口減少社会、少子高齢化に対応するため、自治体の連携協約、定住自立圏構想、地方中枢拠点都市圏などの法改正を含めた整備、③地方分権の

総括と展望など、地域活性化に向けた取組について、総務省に限らず政府内で横断的に、そして重層・複合的にプロジェクトを集中できる仕組みを構築したことを紹介。併せて、法人税の実効税率引き下げについては、法人関係税収の6割は地方の財源となっており、国のプライマリーバランスが改善しても地方が悪化したのでは意味がないので、国の方針は一致して推進していくものの、地方の財源に穴が空くようなことは絶対に受け入れられないと発言があっ

活 動



た。また、地方の一般財源総額を確保すること、税収を安定的に偏在性のないものにするという方針を堅持した上で、どのような工夫ができるか、皆様ともご相談させていただきたいとの挨拶があった。

これを受けて地方六団体を代表して山田全国知事会長から、景気回復の進展に伴い、今、地方では人手不足の問題が顕在化し、少子化の問題がそれを助長しているが、昨年出来た少子化対策の交付金はわずか30億円と、この問題の深刻さを理解して



▲冒頭に挨拶する新藤総務大臣（中央）

を守れるのは総務大臣の手腕にかかっているの、よろしくお願いたいとの挨拶があった。

次に、自治財政局長から「経済財政運営と改革の基本方針2014（仮称）―骨子案」について説明があった。

その後の意見交換で、藤原会長は、地方自治というのは、いろいろな制度を使いながら、モノやサービスに変えていくことが仕事であり、その財政基盤がしっかりしていなければ何も出来ないと言った上で、その強化のため、引き続き「歳出特別枠」や「別枠加算」を堅持し、必要な地方交付税総額を安定的に確保するよ

くない。日本全体が取り返しのつかない危機に瀕しているということ、共通認識として、そこから地方分権、地方自治というものを行っていかねければならない。また、税制の問題については、競争力の回復というのは地域の将来にとって大変重要なことではあるが、その際、地方の財源が失われるようなことがあれば、日本の競争力が高まるとは思えない。地域の競争力と国際的な競争力をバランスを取りながら高めていき、地方の財政的立場、暮らしを守る立場



▲本会から出席した藤原会長

う意見を述べた。併せて①法人実効税率の検討に当たっては、あくまで法人課税の枠組みの中で所要の地方税財源を確保し、地方の歳入に影響がないよう特段の配慮をすること、②人口減少問題への取り組みについて、国全体として、地域の若者や女性の雇用環境の改善や子育て環境の改善等、実効性ある対策を強力に推進すること、③地方中枢拠点都市圏の形成等の施策の推進については、同時に周辺町村の過疎対策等にも十分配慮する等、地域全体の底上げが行われるように支援するよう意見を述べた。全国の町村長は、人口は少なくても、最低限、現状の社会基盤をしっかりと維持していきたいと思っており、農山漁村でも安心して幸せな生活が出来るよう政策を組み立て、実施していくよう訴えた。

最後に新藤総務大臣から、いただいた様々な意見について出来る限り受け止め、その具現化について一つひとつ丁寧に作業していくので、今後もさらに提言いただきたい。今年度は重要な施策の決定がなされると思うが、しっかりと取り組んでいくのでよろしくお願いと発言があった。

## 政 策

## 政策解説

## 地方公会計基準の統一化

## ～地方公共団体のマネジメント機能の強化に向けて～

総務省自治財政局 財務調査課 課長補佐 福田 直

## 1. はじめに

地方公共団体の会計は、国の会計と同様、住民から徴収された対価性のない税財源の配分を、議会における議決を経た予算を通じて事前の統制下で行うという点で、営利を目的とする企業会計とは根本的に異なっている。つまり、税金を活動資源とする国・地方公共団体の活動は、国民・住民福祉の増進等を目的としており、予算の議決を通して、議会による民主的統制の下に置かれている。このため、国・地方公共団体の会計では、予算の適正かつ確実な執行に資する現金主義（注）が採用されている。

一方、国・地方を通じた厳しい財政状況の中で、財政の透明性を高め、国民・住民に対する説明責任をより適切に果たし、財政の効率化・適正化を図るため、従来からの現金主義による予算・決算制度に加えて、発生主義（注）といった企業会計的手法を活用した財務書類（貸借対照表、行政コスト計算書等）の開示が推進されてきた。

発生主義による財務書類を作成することにより、現金主義では見えにくい減価償却費、退職手当引当金と

いったコスト情報や資産・負債といったストック情報の把握が可能となり、議会や住民等に対する説明責任の履行や行政内部のマネジメント機能の向上に活用することができ

る。総務省では、平成12年に貸借対照表等の作成モデルとして「総務省方式」を示し、平成18年には「基準モデル」と「総務省方式改訂モデル」を示して財務書類の作成を推進してきたが、平成22年9月に地方公会計の更なる推進方策等を検討するために「今後の新地方公会計の推進に関する研究会」（以下、「研究会」という。）を立ち上げ、本年4月30日に報告書が取りまとめられたところである。

本稿では、研究会報告書の概要等について解説することとしたい。なお、本文中、意見に係る部分は筆者の私見であることを申し添える。

（注）「現金主義」は現金の収支に着目した会計処理原則、「発生主義」は経済事象の発生に着目した会計処理原則である。例えば、耐用年数5年の自動車を100万円で購入した場合、現金主義では、実際に支払った初年度に100万円の費用を計上することになるが、発生主義で

は、減価償却費として5年間に20万円ずつの費用を計上するといったことになる。

## 2. 研究会報告書の概要

研究会では、現金主義による予算・決算制度を補完するための今後の財務書類の整備のあり方等について議論を進め、本年4月30日に研究会の報告書が取りまとめられた。この報告書の主な内容は次のとおりである。

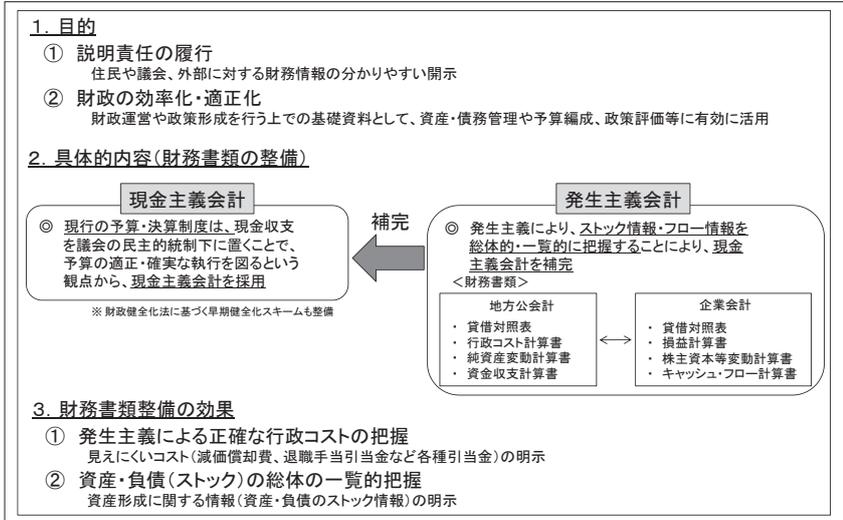
## (1) 統一的な基準の必要性

これまで、ほとんどの地方公共団体が財務書類が作成されるようになるなど、地方公会計の取組は一定の成果を上げてきたが、基準モデルや総務省方式改訂モデル、その他のモデルが混在している現状を踏まえると、今後、更なる地方公会計の整備促進を図るためには、全ての地方公共団体において適用される統一的な基準を示すことが必要である。

統一的な基準を設定することによって、各地方公共団体において、財務書類の作成、開示及び活用を行うのみならず、他の地方公共団体との比較可能性を確保し、その財政構

政 策

■参考1 地方公会計の意義



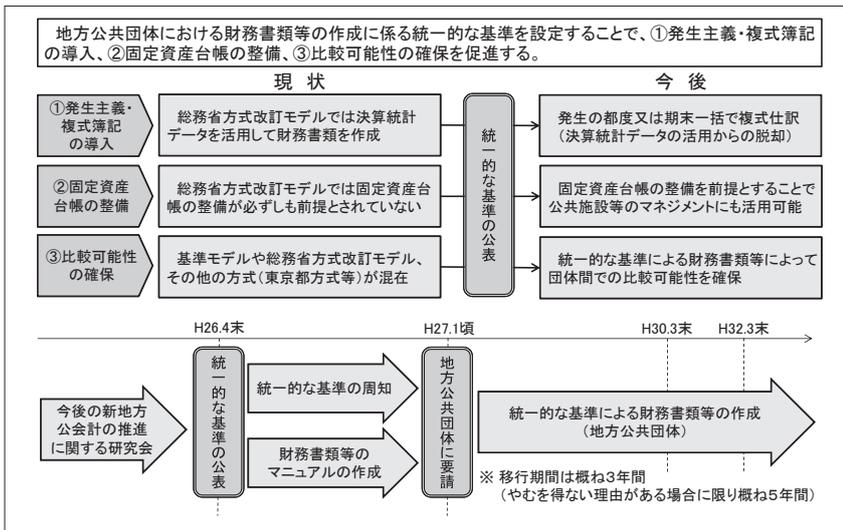
造の特徴や課題をより客観的に分析すること、議会や住民等に対するわかりやすい説明、行政内部のマネジメント等への活用を充実させることが可能となる。

(2) 固定資産台帳の整備

現行制度上、各地方公共団体においては、公有財産台帳や個別法に基

づく道路台帳等の各種台帳を備えることとなっているが、保有する全ての資産を網羅的に把握する固定資産台帳については、必ずしもその整備がなされていない。また、公有財産台帳や各種法定台帳は、主として財産の運用管理や現況把握を目的として整備されているものであり、資産価値の把握が前提とされているものではない。

■参考2 今後の地方公会計の整備促進について



しかしながら、固定資産は地方公共団体の財産の極めて大きな割合を占めるため、地方公共団体の財務状況を正しく把握するためには、資産価値も含めた固定資産の正確な情報を把握するための固定資産台帳が不可欠となる。

従来の簡易な作成方式である総務省方式改訂モデルでは固定資産台帳の整備が必ずしも前提とはされてい

なかつたが、統一的な基準では、本格的な複式簿記による財務書類の作成に必要な情報を備えた補助簿として、固定資産台帳を整備することを前提とすることとしている。

なお、固定資産台帳は、財務書類作成のための補助簿としてだけでなく、公共施設等のマネジメントにも

(3) 複式簿記の導入

活用できるものであるため、必要に応じて耐震化の状況や複合用途化の状況等を追加記載するなど、地方公共団体の創意工夫による発展的な活用が期待される。

地方公会計において、より正確な財務書類を作成するためには、複式簿記の導入が不可欠であるが、現状においては、多くの地方公共団体が決算統計データを活用して財務書類を作成する総務省方式改訂モデルを採用していることもあり、8割超の団体において決算統計データ等を活用した財務書類の作成にとどまっている状況で、日々仕訳(原則として取引の都度仕訳を行う方式)又は期末一括仕訳(日々の取引の蓄積を期末に一括して仕訳を行う方式)によって伝票単位等での複式簿記を行っている団体は16%程度に過ぎない。

より正確な財務書類の作成に寄与するということに加えて、事業別や施設別といったセグメント単位でフルコスト情報での分析が可能になるという複式簿記のメリットを踏まえ、統一的な基準では、これらのメリットを有する複式簿記の導入を必

政 策

■参考3 今後の新地方公会計の推進に関する研究会報告書概要

<p><b>財務書類の整備</b></p> <p>(1) 財務書類の体系</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書</li> </ul> <p>(2) 財務書類の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 貸借対照表：有形固定資産の評価基準</li> <li>・取得原価が判明→取得原価</li> <li>・取得原価が不明→再調達原価</li> <li>・販売用資産（棚卸資産）→低価法 等</li> </ul> <p>※ 有形固定資産の評価基準等の詳細については、引き続き、マニュアル作成の段階で調整する部分もある。</p>	<p><b>固定資産台帳の整備</b></p> <p>(1) 意義・目的</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 各地方公共団体の財政状況を表す財務書類の作成に必要な情報を備えた補助簿として固定資産台帳を整備する。</li> <li>② 固定資産台帳は公共施設等のマネジメントにも活用可能となる。</li> </ol> <p>(2) 具体的な手法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 庁内の体制整備を行った後、整備期間は1～2年間を目安とし、①資産の棚卸、②データの作成、③開始時簿価の算定、④固定資産台帳の作成という流れを基本とする。</li> </ul>	<p><b>複式簿記の導入</b></p> <p>(1) 意義・目的</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 各地方公共団体の財務情報について、一覧性を備えた情報開示を行うことが可能となる。</li> <li>② 貸借対照表と固定資産台帳を相互に照合することで検証が可能となり、より正確な財務書類の作成に寄与する。</li> <li>③ 事業別・施設別等のより細かな単位でフルコスト情報での分析が可能となることで地方公共団体のマネジメントに資する。</li> </ol> <p>(2) 具体的な手法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 日々仕訳を行う方法が望ましいものの、事務負担や経費負担等を勘案し、(1)の②が満たされ、③にも資するものであれば、期末に一括して仕訳を生成する方法も差し支えない。</li> </ul>
<p><b>今後の主な課題</b></p> <p>(1) マニュアルの策定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 報告書においてマニュアルで定めることとしている事項を含め、さらに実務レベルでの検討を行っていくことが必要</li> </ul> <p>(2) 活用の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 財政の効率化・適正化につながるためにも、行政評価や予算編成等への活用の充実が重要で、継続的な取組が必要</li> </ul> <p>(3) 人材の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 適切な財務書類を作成し、会計処理体制の充実・強化を図るためにも、継続的な人材育成が必要</li> </ul> <p>(4) システムの整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本基準の導入にあたっては、システムの整備等が必要と考えられるが、更なる効率化の手法の検討が必要</li> </ul>		

■参考4 財務書類の活用方策

<p>行政内部での活用（マネジメント）</p>	
<p><b>マクロ的視点</b></p> <p><b>財政運営上の目標設定</b></p> <p>財務書類に係る指標を財政運営上の目標値に設定 例) 資産老朽化比率(50%→40%) 純資産比率(50%→60%) 等</p> <p><b>資産の適切な管理</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 将来の施設更新必要額の推計 → 施設の更新時期の平準化、総量抑制等の全庁的な方針の検討</li> <li>○ 未収債権の徴収体制の強化 → 貸借対照表上の回収見込額を基にした債権回収のための全庁的な組織体制の検討</li> </ul>	<p><b>ミクロ的視点</b></p> <p><b>セグメント分析</b></p> <p>事業別・施設別の行政コスト計算書等を作成することでセグメントごとの分析が可能</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 行政評価との連携 → 利用者1人当たりコスト等を活用して評価</li> <li>○ 受益者負担の適正化 → 受益者負担割合による施設使用料の見直し</li> <li>○ 施設の統廃合 → 施設別コストの分析による統廃合の検討</li> <li>○ 予算編成への活用 → ライフサイクルコストを踏まえた施設建設の検討</li> </ul>
<p>行政外部での活用</p> <p><b>情報開示</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ IR資料等としての活用 → 投資家等の市場関係者に対する説明資料として活用</li> <li>○ 地方議会での活用 → 財務状況の審議を深めることによる監視機能の効果的な発揮</li> </ul>	

研究会の報告書では、①発生主義・複式簿記の導入、②固定資産台帳の整備、③比較可能性の確保といった観点から、財務書類の作成に係る統一な基準を示してお

須とすることとしている。今後、平成27年1月頃までに財務書類作成要領をはじめとするマニュアルを作成した上で、統一な基準による財務書類の作成を地方公共団体に要請することとしている。なお、マニュアルを作成するに当たって

3. おわりに

は、本年5月28日に立ち上げた「今後の新地方公会計の推進に関する実務研究会」の中で実務的な検討を行うこととしているため、その動向に留意されたい。

また、統一な基準による財務書類等の作成のための標準的なソフトウェアを開発し、平成27年度に地方公共団体に無償で提供することも検討しているが、それまでの間、地方

公共団体においては、財務書類を作成するための前提となる固定資産台帳の整備に向けた準備作業として、体制の整備、資産の棚卸等を進めておくことが望まれる。

いずれにしても、発生主義による財務書類は、それを作成することによって、現金主義では見えにくいコスト情報やストック情報の把握が可能となり、議会や住民等に対する説明責任の履行や行政内部のマネジメント機能の向上に活用することができるものである。

一的な基準による財務書類の作成が各地方公共団体において進められることで、財務書類等のマネジメント・ツールとしての機能がより一段と高まることになる。

今後、わが国が本格的な少子高齢・人口減少社会を迎えていく中、これまでの予算・決算制度等に加えて、統一な基準により作成された財務書類等を積極的に活用していくことで、地方公共団体のマネジメントにおけるパラダイム・シフトにつながる



何かと面倒な相続手続き、  
お手伝いいたします。

## 遺産整理業務

[わかち愛]

※遺産整理業務には所定の手数料がかかります。※遺産整理手続き完了時(例)遺産額2億円の場合、遺産整理業務手数料2,887,500円(消費税込み)。(平成17年10月1日現在)

**三菱UFJ信託銀行**

お問い合わせ ☎0120-349-250 ご利用時間/平日・土・日 9:00～17:00(祝日等を除く)  
(回線がつかまりましたら 目印を押してください。)

## 調査室レポート 第8回

# 「A級グルメ立町」を目指して ～食文化の育成を目指した100年計画の地域づくり～

## おおな んちょう 島根県邑南町

近年、いわゆる「B級グルメ」をテーマにした地域づくりがブームになっている。「B級グルメ」に関するイベントは各地で人気を博し、全国規模のイベントともなると数十万人を集客するという。

その一方で、「A級グルメ」をテーマにした地域づくりを展開している町がある。

東西に長い島根県のちょうど中部、中国山地の山間に盆地が点在する島根県邑南町。町が「香木の森公園」として整備したハーブ園を核とする複合公園の一角に、観光協会直営のレストラン「素材香房味蔵 ai-kura」がある。

### 「A級グルメ」の拠点 「素材香房味蔵 ai-kura」



▶「素材香房味蔵 ai-kura」の外観

酒蔵を移築したという落ち着いた店内で提供されるのは、地元の野菜やハーブ、そして石見和牛や石見ポークをふんだんに使ったイタリアンのフルコース。

素材の味を最大限引き出したイタリアンが評判を呼び、20席足らずの店は、ゴールデンウィーク以降、平日も含めて予約で満席が続いているという。うち6割が町外からで、東京や大阪から泊まりがけで来訪する食通もいるとか。一方、4割が町内からの客であり、地元のお店としても定着していることがうかがわれる。

### 「特産品づくり」から 「食文化の育成」へ

平成16年に3町村が合併して成立した邑南町だが、基幹産業である農林業の衰退とともに人口減・高齢化が進み、かつて旧3町村合わせて2万人近くあった人口は現在1万2千人を下回り、高齢化率も40%を超えた。

こうした中、合併以降、町では農業をベースにした産業振興に取り組んできた。

平成16年には町内の道の駅に農産物直売所「産直市みずは」を開設。現在では年間約3億円を売り上げている。平成17年には全国でもいち早く町直営のネット通販サイトを開設（現在は、観光協会の運営）、特産品のブランド化と販路拡大を図った。そして平成19年には、町独自の食品認定制度を設け、特産品のさらなるブランド化に努めた。

こうした取り組みを通じて、特産品の大都市圏への売り込みについては一定の成果を上げてきた。しかし、同時に、特産品づくりによる地域振興には限界があることがわかってきた。

役場職員として、こうした町の取り組みに一貫して携わってきた寺本

### 調査室レポート

英仁観光振興係長はこう話す。

「地域の振興は、最終的には定住者の増加につながる必要があります。ところが、『特産品を作って売りに行く』という発想では、いつまで経っても邑南町への来訪者は増えませんし、定住者の増加にもつながりません。また、単なる特産品の販売では、商工業者が儲かるだけで、農家にはお金が落ちません」

そこで町は、これまでの「特産品づくり」から「食文化の育成」へと舵を切った。

「まず、自分の子どもたちに自信をもって伝えられるような地域の食文化を育てていく。受け入れる側が地域の文化を見直し、好きになり、誇りを持ち、共有していけば、自然と人はやってくるのです。」(寺本さん)

#### 「B級グルメ」ではなく「A級グルメ」

「食」を地域振興のテーマに据えたのは、石橋良治町長の考えでもある。石橋町長は、「食」は農業、食品加工、観光・交流、その他さまざまな産業が関わる「きわめて裾野が広いテーマ」だとする。

こうして、町で生産される農産物を素材として、「どこでしか味わえ

ない食や体験」を提供し、食文化の育成を通じて町内外に対流・交流を生んでいく「A級グルメ立町」の方針が打ち立てられた。

なぜ「B級グルメ」ではなく「A級グルメ」なのか。寺本さんはこう説明する。

「『B級グルメ』は、ラーメンや焼きそばなど小麦から作られたものが多くを占めます。小麦の自給率は12%。すなわち、B級グルメは農業者にとほとんど恩恵がいかず、商業者一人勝ちの地域振興になってしまいます。一方、邑南町の掲げる『A級グルメ』は、自給率100%の米を中心に地産地消を図り、農業者を巻き込みながら農商工連携を目指しています」。

町ではこうした方針を、平成23年3月に「農林商工等連携ビジョン」としてまとめた。

#### 「A級グルメ」を支えるスタッフ

そして、この拠点としてオープンしたのが、先述の「素材香房味蔵」である。

寺本さんによれば、「味蔵」の立ち上げに際して特に力を入れたのが「A級グルメ」を支える人材の

確保。構想段階から計算すれば、人材ネットワークづくりに実に3年間をかけたという。

結果として、人材は身近なところにいた。

料理長を務めるのは邑南町出身の三上智泰シェフ。大阪の高級ホテルを経て、ANAクラウンプラザホテル広島で黒越勇総料理長の下で腕をふるっていたが、黒越総料理長が邑南町の「食のアドバイザー」に就任したのをきっかけに、三上シェフも「食の専門家」としてたびたび町に通うようになった。地元のために熱心に指導する三上シェフの姿を見て、寺本さんが「ぜひ料理長として帰ってきてほしい」と熱心に要請。その熱意に打たれてリターンを決めたという。



▶料理長を務める三上智泰シェフ

パティシエを務めるのは邑南町在住の川久保陽子さん。ソムリエは、広島市から一ターンのした河野一聖さん。寺本さんによれば、「A級グルメ」構想以前から邑南町に移住していた河野さんがたまたまソムリエの資格を持っていることを知り、スタッフとしてスカウトしたという。

#### 「耕すシェフ」 食に関わる人材の育成

「A級グルメ立町」の一環として、邑南町では食文化の育成に関わる新たな人材の育成にも取り組んでいる。

その1つが、「耕すシェフ」制度。食に関わる起業を志す都会の若者を「地域おこし協力隊」(制度の内容については前回の調査室レポートを参照)として採用。野菜などの栽培から地元食材を使った料理の提供まで一貫して経験させる。平成23年から毎年2名ずつ採用しているが、今年は定員を4名に増やした。

埼玉県出身の白井祐馬さんは、この春に調理師学校を卒業したばかりの19歳。もともと食材の生産の現場に近いところで料理の勉強をしたいという思いがあり、「耕すシェフ」

調査室レポート

◀「耕すシェフ」として赴任した白井祐馬さん



に志願した。赴任してまだ1ヶ月だが、既に、「味噌とスシ」やその支店の厨房に立つたり、食材を求めて農家を訪ねたり、第一線で活躍している。

「耕すシェフ」の指導役でもある三上シェフは、「彼ら、彼女らには、生産に近い場で料理を作ることを意味を教えたい。3年間の研修で、農家の思いを汲み取ることの重要性、食材の素晴らしさを感じ取ってほしい」と語る。

若年女性が増える町へ

邑南町では、「耕すシェフ」以外にも、地域おこし協力隊制度を用い

て、「アグリ女子」(ハーブ園にて、ハーブの栽培や販路開拓に携わる)、「地域クリエーター」(写真・映像クリエーターとして情報発信業務に従事)、「耕すあきんど」(直売所のサポートやミニ観光案内所の運営に携わる)、「アグサポ隊」(農業研修生)など、多種多様な形態で「隊員」を募集しており、現時点で14名の「隊員」が町内で活動している。

このように活動分野を細かく分類し、内容を特定して「隊員」を募集していることについて、石橋町長は『地域に関することをなんでもやってください』ではなく、『地域でこういうことを目指してほしい』と明確に伝えることが大事」と語る。さらに、地域おこし協力隊制度に力を入れる狙いについて、「若い人が自分の夢を叶えるチャンスを、邑南町というフィールドを通じて提供していきたい」と話す。

邑南町では、「日本一の子育て村」を掲げ、産婦人科や小児科など医療体制の充実、中学校卒業まで子ども医療費の無料化、第2子から保育料

表1 邑南町の年齢層別コーホート変化率

年齢 (歳)		コーホート変化率 (%)		
H21.4	H26.4	男	女	計
0~4	→ 5~9	4.5	5.6	5.0
5~9	→ 10~14	▲0.5	0.0	▲0.2
10~14	→ 15~19	▲8.5	▲12.4	▲10.4
15~19	→ 20~24	▲27.5	▲38.5	▲33.3
20~24	→ 25~29	▲7.6	▲9.5	▲8.5
25~29	→ 30~34	4.9	11.2	7.9
30~34	→ 35~39	0.0	4.8	2.2
35~39	→ 40~44	1.7	1.1	1.4
40~44	→ 45~49	4.3	0.4	2.4
45~49	→ 50~54	1.0	▲0.7	0.2
50~54	→ 55~59	0.8	1.9	1.3
55~59	→ 60~64	3.1	1.5	2.3
60~64	→ 65~69	▲3.4	0.4	▲1.6
65~69	→ 70~74	▲6.6	▲3.9	▲5.2
25~34	→ 30~39	2.0	7.5	4.6

資料：住民基本台帳人口

の無料化など、子育て支援も充実させている。

こうしたことも手伝って、表1で示すように、ここ5年間で若年層を中心に人口流入が進んでいる。特に、若年層において男性よりも女性の流入が大きいのが特徴である(注)。若年女性の減少が自治体の維持存続を左右するとの論調があるが、邑南町は既に先手を打ち、かつ実績を上げていると言えるだろう。

「食の学校」

～食文化の定着を目指して

今年4月30日、役場から車で10分ほどの山間にある日和地区に「食の学校」が開校した。保育園として使われていた建物を農水省の交付金

(食と地域の交流促進支援対策交付金)を用いて改装したもので、料理教室ができるよう厨房器具一式が5セット据え付けられたほか、食材の貯蔵庫も備えている。

「食の学校」では、上述の黒越勇氏を校長として迎え、地元住民を対象にした料理教室や郷土料理の勉強会などを企画しているが、なかでも興味深いのは、小中学生を対象にした「シェフ養成講座」である。

「食の学校」は、邑南町の食文化を100年先の子どもたちに伝承するための食農教育の拠点として位置



▶コースの一例。前菜(自家製ハムなど三種盛り)、邑南町野菜のサラダ、自家製ベーコンと町内産淡竹(ハチク)。新玉ねぎのパスタ、石見和牛モ肉の赤ワイン煮

## 調査室レポート

づけられている。その意味で、小学生を対象にした「シェフ養成講座」は、「食の学校」の目玉企画とも言える。寺本さんは、「受講した子どもたちから、邑南町のA級グルメの将来を担う人材が育ってくれば」と話す。

文化とは、世代から世代へ伝承さ

れてはじめて地域の文化として根付くもの。邑南町では、100年先を見据えた地域づくりが、いま始まりつつある。

注1 ただし、10代では、男性よりも女性の流出が多いことを考慮する必要がある。

注2 懐慎「B級」当地グルメでまちおこし：成功と失敗の法則」学芸出版社

## 【調査室の視点】

冒頭で「B級グルメ」と「A級グルメ」を対比した問題提起を行ったが、筆者は「B級」と「A級」とは、決して優劣の問題ではないと考える。

本来、「B級グルメ」は、それぞれの地域で住民のくらしの中で「極められた」食文化を発掘し、再評価する取り組みだったはずだが、商業的な効果が喧伝されるうちに、いつの間にか「とりあえず観光客受けしそうな新しいレシピアを作ってみよう」といった風の中途半端な外向きグルメが散見されるようになった。文中で紹介した寺本さんの「B級グルメ」に対する評価はこうした傾向を捉えていることであろうし、「B級グルメ」ブームの仕掛け人の1人とされる懐慎一氏も著書<sup>(注2)</sup>の中で懸念を示しているところである。

大切なのは、地域のくらしや産物を見つめなおし、地域の文化として再評価し、共有し、そして次の世代に伝えていく努力であり、「B級」か「A級」かどうかは、地域の文化を評価し、定義する際の問題にすぎないのではないか。

邑南町の取り組みは、若年層の誘致や確保の方法についても示唆を与える。

「地域おこし協力隊」の定員確保に苦勞する自治体が少なくない中、邑南町には有為な人材が続々と集まっている。その背景には、邑南町が「A級グルメ立町」という町としての方針を明確に打ち出し、「隊員」に求める能力や活動を明示して募集活動を行っていること、さらには、石橋町長の「若い人が自分の夢を叶えるチャンスで、邑南町というフィールドを通じて提供していきたい」という思いが、若者たちに伝わった結果であろうと思われる。

文化の醸成や人材の育成などは決して短期的に成果が得られるものではない。しかし、地域づくりとは、究極的には次の世代に地域を受け継いでいくための行いではないだろうか。その意味で、邑南町の取り組みから学ぶことは多い。

全国町村会 調査室長 坂本 誠

## 町村専用ページ「町村.com」をご覧ください

● <http://www.zck.or.jp/choson/> ●

全国町村会では、全国の町村との連携を密にし、町村長と町村職員のみなさんの情報収集の利便性を向上させるため、町村専用ページ「町村.com」を開設しています。

「町村.com」では、全国町村会の活動状況や中央省庁などの政策情報を随時ご提供しているほか、全国の町村の先進的な取り組み事例をはじめ、各種統計資料など様々なデータも公表しています。

私どもは、「町村.com」が町村関係者にとって真に役立つホームページとなることを目指し、これからも充実をはかっていきたいと考えていますので、ご覧になったご感想・ご意見を、下記のメールアドレスにお寄せください。



[kouhou@zck.or.jp](mailto:kouhou@zck.or.jp)

- ・「町村.com」は、町村関係者の方だけがご利用いただける専用ページです。ご覧になる際は、所定のパスワードが必要になります。
- ・ユーザー名とパスワードは、各町村にお知らせ済み（平成18年9月27日付）ですが、お問い合わせは、全国町村会広報部までメール([kouhou@zck.or.jp](mailto:kouhou@zck.or.jp))でお願いいたします。

がんばってます、東北！

# 復興だより



「つなごっぺ! おおくま」の開所を祝って

## つながりを忘れない

福島県大熊町おおくま まち

2011年6月14日、会津若松市役所第二庁舎で、大熊町の生活支援ボランティアセンター「つなごっぺ! おおくま」の開所式が行われました。東日本大震災以前から、町民の生活を支えるボランティアの拠点作りには必要性を感じていた社会福祉協議会が中心となって、震災後およそ3カ月でボランティア組織を立ち上げることができました。困っている町民と手助けをしたいと考えている人々とのかけ橋となれるよう、「つながる」ことをテーマに、センターはスタートしたのです。

### 困りごとをなくしたい

震災の影響で、町内にある福島第一原子力発電所がトラブルに見舞われ、震災翌日には全町避難を余儀なくされた大熊町民。取るものとりあえず町を後にしたため、突然の出来事に町民の多くが心ここにあらず、といった状態でした。避難先に届けられる全国からの善意の支援物資の配布や引越しの手伝い、高齢者などの心と身体のケアなど、急務と思われる仕事如山積する毎日。そこで、手を必要としている人と手を差し伸べたい人をつなぐ拠点として、生活支援ボランティアセンターの設立は急を要するものでした。センターの名称は、「つなごっぺ! おおくま」。避難先は分散しても、町民同士つながっていきましょう、と気軽に声をかけあう雰囲気や伝えようという名付けました。生活支援情報発信の柱として、月2回程度情報紙「なごみ」も発行。ボランティア募集を呼びかけました。また、情報が確実に町民に伝わるかわかり、各種講座やサロン、教室など、センターが主催するもの

### 避難生活に寄り添って

同年8月には、3次避難先の仮設住宅で暮らす町民を訪問し、具体的なサポートを担当する「生活支援相談員」の採用も開始。生活支援相談員は、生活上の相談や手続きなどの調整、「ご近所づきあいなど、町民に寄り添い、生活上の不安を取り除く役目を担いました。同時に、長引く避難生活の中で、少しでも活気のある毎日になるよう、様々な交流会や体験講座などの企画・運営にも着手。参加した町民の笑顔や「情報をありがとう」「また参加したい」といった声を糧に、生活支援相談員を含む「つなごっぺ! おおくま」は、情報を発信し、集いの場の提供を心がけていま



初めて体験することに、みなさん時間を忘れて熱中

### 「つながり」は「コミュニティ

開所から3年が過ぎ、当初7人だったスタッフも30人近くに、ボランティア登録者も約80人に増えました。いつか故郷の町に戻る日のために、つながり続けることを目標にして「つなごっぺ! おおくま」を運営してきたおかげで、とびきりの笑顔やあたたかい言葉に出会うことができました。いまだに避難生活は先が見えないままですが、これからも町民同士が顔を合わせ、交流できる時間を提供していきたいと考えています。いつか笑顔で町に戻る日まで。



登山家の田部井淳子さんによる登山・トレッキング講座は、常に大人気 2011年10月・裏磐梯

情 報

平成26年度 市町村長「自治体経営特別セミナー」開催のご案内

市町村アカデミー

市町村アカデミーでは、地方自治をマネジメントする市町村長、副市町村長や部長級の管理職を対象とした「自治体経営特別セミナー」を開催いたします。

8月21日(木)と22日(金)の2日間、各分野で活躍されている講師の皆様にご講演をいただき、自治体経営の視点から、市町村の現状と課題について認識を深めていただくとともに、これからの自治体がめざす方向性についての講演等を行います。多くの皆様方のご参加を心からお待ちしております。

18:30～20:00

夕食(意見交換会) ※研修所内に宿泊(個室、ユニットバス付)

8月22日(金)

9:00～10:30

「人口減少を踏まえた自治体の組織と経営」

10:40～12:10

「日本経済の展望」

NHK解説主幹

12:10～12:20 閉講のことば

※講演の内容等は、一部変更になる場合があります。

あります。

申込期限:平成26年7月9日(水)

※申込締切後のご参加につきましては、左記へお問い合わせください。

申込方法:参加申込書(市町村アカデミーホームページからダウンロードできます)を、郵送又はFAXしてください。

参加費:10,000円(食費等を含む)

定員:80名

決定通知:申込締切後に、参加決定通知と資料等を送付いたします。

申込・照会先:〒261-10025 千葉県美浜区浜田1丁目1番市町村アカデミー(担当:薬師神・高砂)

電話:043-1276-1312

FAX:043-1276-1848

http://www.amf.go.jp

17:00～18:00

「ミニ・コンサート」

ヴァイオリンリスト

ギタリスト

小野 明子氏

益田 正洋氏

電話:043-1276-1312

FAX:043-1276-1848

http://www.amf.go.jp



地方公共団体金融機構(JFM)は全自治体の出資による「地方の、地方による、地方のための」共同機関です。

融資

地方公共団体に長期・低利の資金を提供しています。

- ①期間 最長30年
- ②利率 財政融資資金と同率\*

※このための財源として、公営競技納付金を活用しています。 ※機構特別利率対象事業 (平成26年4月時点)

地方支援

地方公共団体の資金調達をお手伝いします。

- ①個別の自治体のニーズに対応した出前講座の開催
- ②自治体ファイナンス・アドバイザーによる個別具体的な課題に対するアドバイス

資金運用にJFM債をぜひ活用ください

- ①JFM債は、強固な財務基盤を背景に信用力が極めて高く、格付けは国債と同じ国内最高水準\*です。 ※平成25年10月時点
- ②5年、10年、20年債のほか、投資家のニーズに応じた様々な年限による債券を発行しています。

債券ご購入時等の留意事項について

当機構の資金調達計画を含めた将来的な見通しは、現時点で当機構が得ている情報に基づいたものであり、潜在的なリスクと不確実性を含んでいるため、マーケットの動向や経済状況、法令といった様々な要因により、将来の状況はこの資料の記載とは異なる可能性があります。そのため、投資家の皆様におかれましては、慎重に判断し、リスク等に十分に留意した上でご購入等されることをお奨めいたします。

詳しくは当機構HPをご覧ください。>>>

http://www.jfm.go.jp



随 想

随 想

「世界遺産にふさわしい、質の高い心の町」を目指して

山梨県町村会長 山梨県富士河口湖町長 渡邊 凱保



「住んで良し、訪れて良し、世界遺産にふさわしい質の高い心の町」を目指して町民二万六千人の資質向上に取り組んでいます。

昨年六月二十二日、「富士山世界文化遺産」登録が決定しました。

富士山を取り巻く、山梨・静岡両県で二十五の構成資産の内、当町は八つの構成資産を有する町であります。

平成十五年に一町二村の町村合併、平成十八年に旧上九一色村と分村合併が実現し、四つの湖（河口湖・西湖・精進湖・本栖湖）と広大な青木ヶ原樹海・県下一の酪農地帯（富士ヶ嶺地区）を有する、全国に誇る自然豊かな町となりました。私たち町民は、この豊かな自然を守り育てていただいた先人への感謝の思いを胸に、日常身近にある富士山の壮観を改めて再確認し、郷土の歴史・文

化・豊かな自然環境を守り後世にしっかりと引き継いでいく責任を重く受けとめているところです。

観光立町であります当町にとって一番大切なことは「おもてなし」であります。

町民一人一人が「心の健康」に育み、来町者に対しても常に笑顔と愛想の良いあいさつがおもてなしの第一歩と考えております。

町村合併後十一年を迎え、本年度より交付税が十%減額され順次三十%・五十%・七十%・九十%と段階的に縮減されることとなります。「財政基本計画」を策定し推進する中で、福祉・教育・環境そして観光を重点施策として取り組んでいるところであります。

毎年、新年度を迎えると町内を七地区に割り「主要事業説明会」を行っておりましたが、本年度からは名称

を変え「明日を拓くまちづくり意見交換会」として住民との対話を中心に、それぞれの地域の特性を活かした行政執行に取り組んで参ります。

私の政治姿勢は「住民目線」であります。町民一人一人が人格を有し、考え方、生活の仕方等一様ではありません。相手の考え（話）を最後まで良く聞く事、全てを聞き終わった後に自分の意見（考え）を述べることモットーとしております。そんな対話を積み重ね「住んで良し・訪れて良し・・・」の町づくりに取り組んでおります。

私の趣味は、筆字と顔彩を使った「書画」であります。キツカケは、還暦を過ぎボケ防止の為に、親戚で旅館をしている関係で掲示用に毎月描いていました。素人つけするせいか旅館の客が描いて欲しいとの事もあり、北海道から沖縄に至る全国各地の方々に延べで三百枚を超えてお送り致しております。

そんな私の趣味が公務で役立つこととなり意外に思っております。僭越ですがその一端を紹介致します。ふるさと納税で多額の納税者に対し、そのお礼として贈っております。町民で百歳の長寿を全うした方に象形文字で「寿」を一枚の用紙に百種

の「寿」を扇形にまとめて贈り、大変喜んでいただいております。東南アジアへのトップセールスに向かう際に赤富士の書画を持参したり致しております。

又、定年退職する職員に感謝の気持ちを込め書画を贈り喜んでいただいております。

それらの作品は、公務が終わる自宅を取り組むわけですが、一つの事に没頭し、何もかも忘れて集中する為ストレスの解消にも役立つという次第です。

富士山世界遺産登録後一年を経過しようとしております。

最近では県外からのお客様、海外からのお客様が急増し、登録前の富士北麓への来訪者は通年で一千四百万人と言われておりますが、登録後は三割の増客で賑わっております。

特に私は、広域行政にも力を入れており富士北麓地域全体が連携して発展を遂げる施策が必要と協力体制を図っております。

まとめになります。住民の皆様が主体的に汗をかき地域住民の意見集約のもと地の利を活かしたまちづくりを推進していきたいと念じ、町民の先頭に立ってキラリと輝く町づくりを推進して参ります。

今年の  
サマーは **6億円!!**  
でっかい夏をまるかじり!

**サマージャンボミニ6000万**  
6000万円×90本(発売総額270億円・9ユニットの場合)

**サマー  
ジャンボ 6億円**

1等前後賞合わせて6億円  
1等4億円、前後賞各1億円



2014年市町村振興宝くじ

一般財団法人 全国市町村振興協会

**7月4日(金) 同時発売**

発売期間 7月4日(金)~7月25日(金)  
抽せん日 8月5日(火)

この宝くじの収益金は市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。